

答 申 第 26 号
令和 4 年 10 月 14 日

松阪市長 竹上 真人 様

松阪市個人情報保護審査会
会長 森下 英俊

個人情報開示決定処分に係る審査結果について（答申）

令和 4 年 3 月 18 日付 21 松下建第 000908 号 001 および同日付 21 松下建第 000964 号 001 で諮問のありました下記の事案について本書のとおり答申いたします。

記

答申第 26 号 「令和 3 年 11 月 5 日付松下建第 000695 号 001 による松阪市個人情報保護条例第 15 条第 5 号および同第 6 号イに基づく個人情報の一部あるいは全部を開示しない決定」および「令和 4 年 1 月 17 日付松下建第 0000894 号 002 による松阪市個人情報保護条例第 15 条第 5 号および同第 6 号に基づく個人情報の一部を開示しない決定」に対する審査請求に関する事案

事務担当：松阪市個人情報保護審査会事務局

（総務課 文書・情報公関係）

TEL: 0598-53-4055

FAX: 0598-22-1522

答申第 26 号

答 申

第 1 本答申について

令和 4 年 3 月 18 日付 21 松建第 000908 号 001 による諮問、および同日付 21 松建第 000964 号 001 による諮問の 2 事案は、同一人からの開示請求によるものであり、両事案は関連性が認められる事案であることから、これら一括して審議し、答申する。

第 2 審査会の結論

第 3 の 1 に記載した個人情報の開示請求に対して、第 3 の 2 のとおり松阪市上下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が行った松阪市個人情報保護条例（平成 17 年松阪市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 15 条第 5 号および同条第 6 号イに基づく、個人情報の一部あるいは全部を開示しない決定、ならびに同条第 5 号および同条第 6 号に基づく個人情報の一部を開示しない決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 3 審査請求の経緯

1 開示請求の内容

審査請求人は、条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり 4 件の対象個人情報を請求内容に含む、2 件の個人情報開示請求を行った。

- (1) 令和 3 年 10 月 26 日付け個人情報開示請求（以下「本件請求 1」という。）

松阪市公共下水道事業○○○○○○○○工事に関する、審査請求人宅の不具合との関連性について専門家が作成した意見等を記録した文書（以下「請求文書 1」という。）、および当該工事から生じた補償、賠償に関する弁護士ないし法律事務所の意見書、見解を示す文書（以下「請求文書 2」という。）

- (2) 令和 3 年 12 月 20 日付け個人情報開示請求（以下「本件請求 2」という。）

審査請求人宅の付近の下水道工事及び当該工事と不具合との関連性について第三者機関が作成した第三者機関の意見等を記録した文書（以下「請求文書 3」という。）、および同関連性について第三者機関が作成した補償、賠償に関する文書（以下「請求文書 4」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求 1 および本件請求 2 に対して、以下のとおり決定し、審査請求人に通知した。

- (1) 本件請求 1 は、令和 3 年 11 月 5 日付けで請求文書 1 を部分開示に、請求文書 2 を不開示とする本件処分を行い、令和 3 年 11 月 8 日に審査請求人に通知（松建第 000695 号 001）
- (2) 本件請求 2 は、令和 4 年 1 月 17 日付けで請求文書 3 ならびに請求文書 4 を部

分開示とする本件処分を行い、令和4年1月18日に審査請求人に通知（松下定第0000894号002）

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、以下のとおり、審査請求書を提出した。

- (1) 本件請求1は、令和4年1月4日に審査請求書を提出
- (2) 本件請求2は、令和4年1月28日に審査請求書を提出

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の本件処分に係る弁明書、意見書および口頭陳述において主張する趣旨は、概ね次のとおりである。

個人情報開示請求は、何人も自己に関する個人情報の開示を請求することができ、実施機関が保有する公文書に記載された個人情報は原則開示することとしているが、その一方で、個人情報が記載された公文書には多種多様な情報が含まれており、開示することにより、請求者以外の個人のプライバシーや法人の自由な活動などがみだりに公にされないよう最大限の配慮が必要である。

1 請求文書1および3について

請求文書1および3は、平成〇年〇月に施工した公共下水道工事の際に、家屋の一部に生じた不具合が工事の影響であると審査請求人より申し出があったこと（以下「発生事案」という。）から、当該工事との因果関係の調査、ならびに影響範囲特定および補償費用算出の基礎資料として、学識経験者や専門機関が作成した意見書である。

一部不開示とした箇所は、作成者の意見に係る部分であり、当該箇所が作成者の予期せぬところで相手方当事者に対し開示されることが恒常化すると、作成者と実施機関との信頼関係が損なわれ、実施機関に限らず全市全体として、同種の依頼業務に実質的な影響を及ぼす可能性がある。また、異なる専門家に依頼する場合においても同様に、当事者に開示されることを念頭においた意見書となり、有利・不利を問わない率直な意見書作成の妨げになるおそれがあることから、審議・検討に関する情報（条例第15条第5号）に該当すると判断した。

発生事案においては、家屋の一部の補修費用を補償しようとする実施機関と、建物全体に影響が及んでいると主張する審査請求人との間で補償内容に大きな乖離が生じ、3年以上経った現在も交渉が継続しており、今後、争訟事案に発展すること（以下「争訟の可能性」という。）が考えられる。

審査請求人は、意見書において「実施機関に不利に働くという理由による争訟のための不開示は法的保護に値しない」と述べるが、争訟となった場合、請求文書1および3は、実施機関が一方の当事者として、審査請求人の主張、立証に対して反論するうえでの基礎資料となるため、それらを開示することにより、実施機関の争訟における主張又は立証が制約され、当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、事務事業に関する情報（条例第15条第6号イ）に

該当すると判断した。

また、審査請求人は意見書において「正当な交渉が行えないことによる審査請求人の財産的利益の侵害が生じるおそれがある」という理由で、裁量的開示(条例第16条の2)の適用を主張しているが、これまでの交渉や協議において、意見書の内容にあたる当該工事による影響ラインの範囲を説明していることから、正当な交渉を行えないことはなく、財産的利益の侵害が生じるおそれはない。

仮に正当な交渉が行えないとする場合においても、本件処分の理由により、不開示による利益が、開示による利益に優越すると考えられることから、裁量的開示(条例第16条の2)の適用は妥当ではない。

2 請求文書2について

請求文書2は、発生事案において、顧問弁護士に相談した内容およびその回答について記録した文書である。

本件法務相談は、弁護士との信頼関係により開示されないことを前提としており、仮にその内容等が開示される可能性があること、相談すること自体躊躇し、また、有利・不利を問わず率直な事情を伝えた上での相談ができないために、弁護士において正確な事実の把握が困難となり、的確な回答・意見が得られない、あるいは、弁護士としても開示されることを念頭に置いた回答しかできないことになり、今後、同種の法務相談業務の実質的機能が損なわれることになると考えられることから、審議・検討に関する情報(条例第15条第5号)に該当すると判断した。

また、争訟となった場合、実施機関が一方の当事者としてどのような主張をし、どのような証拠を提出するのか、あるいは審査請求人の主張、立証に対してどのような反論をするのかといった対処方針の基礎となるものであり、争訟に対処するための極めて内部的な情報を開示することにより、争訟における主張、立証又は反論の機会が制約され、当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、事務事業に関する情報(同条例第15条第6号イ)に該当すると判断した。

3 請求文書4について

請求文書4は、請求文書1および3、ならびに実施機関が現地で実施した家屋調査を基に、発生事案における事業損失による補償費用を算出した内訳書および積算資料である。補償費用は、中部地区用地対策連絡協議会が作成した「補償算定標準書」に記載されている算定要領、基準、算定式や、積算歩掛・補償単価等を基に算出している。

一部不開示とした箇所は、補償算定標準書に記載されている積算歩掛・補償単価(以下「補償基準」という。)であり、これらを開示した場合、被補償者が補償基準を誤解や都合のよい判断などで安易に適用し、自己の補償額を予測して混乱が生じたり、予見補償額に固執したりすることなどが予想される。また事例によっては、第三者が補償額の積算も可能になることから、被補償者の秘密が公

となり、市と被補償者との信頼関係が損なわれるなど、交渉事務の適正な遂行に著しい支障が生じることが明らかである。

この補償算定標準書は、中部地区用地対策連絡協議会において取扱注意の文書に指定されており、開示することにより同協議会および同標準書を利用している他の同協議会会員との信頼関係が損なわれる。

上記のことから、事務事業に関する情報（条例第 15 条第 6 号）に該当すると判断した。

審査請求人は、意見書において「正当な交渉が行えないことによる審査請求人の財産的利益の侵害が生じるおそれがある」という理由で、裁量的開示（条例第 16 条の 2）の適用を主張しているが、請求文書 4 において不開示とするのは補償基準のみであり、各工種における数量および金額等の算定内訳のほか、図面及び数量計算書等の積算資料については不開示としていないことから、正当な交渉が行えないことはなく、財産的利益の侵害が生じるおそれはない。

仮に正当な交渉が行えないとする場合においても、本件処分理由により、不開示による利益が、開示による利益に優越すると考えられることから、裁量的開示（条例第 16 条の 2）の適用は妥当ではない。

第 5 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書および意見書によると、概ね次のとおりである。

開示請求者に係る保有個人情報、不開示情報が含まれている場合を除き、当該請求者に開示されなければならない。当該保有個人情報の正確性や取り扱いの適正性は、最終的には本人が確認するよりなく、そのためには、本人開示が可能な限り広く認められるべきである。また、本条例 16 条の 2 では、不開示情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、例外的に開示されるときもあるとされている。

1 請求文書 1 および 3 について

ア 審議・検討に関する情報（条例第 15 条第 5 号）

本件は、中立的な第三者専門家の意見を聴くことで、実施機関と審査請求人の協議を前に進めることが目的となっており（「令和〇年〇月〇日及び〇月〇日協議記録」（以下「協議記録」という。）参照）、専門家も双方に開示することを前提としていると思われる。よって、率直な意見交換若しくは実施機関の意思決定の中立性が保てないということが全く理解できない。

請求文書 1 および 3 は、客観的状況に基づき、客観的意見を求めるものであることから、裁判所における鑑定と同等である。開示の可否にかかわらず、学識経験者および専門機関としての専門的知見に基づき、中立的な意見を述べるのが通常であり、開示することにより率直な意見書作成の妨げにはならない。

イ 事務事業に関する情報（条例第 15 条第 6 号イ）

実施機関は、弁明書において「補償内容に乖離が生じ、現在も交渉中であり、・・・(中略)・・・争訟事案に発展することが考えられる。」と述べ、「請求文書 1 および 3 は、実施機関が一方の当事者として・・・(中略)・・・争訟事務の遂行に支障が生じるおそれがある。」と主張しているが、そもそも今回のように協議が長引いているのは、実施機関が十分な資料を基に交渉を行ってこなかったためであり、争訟と判断しているのも実施機関に他ならない。実施機関の本件に対する今後の方針が記載されているのであれば、いわゆる「手の内情報」として、正規の交渉の場を得ずに相手方当事者に漏れることにより、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると解する余地があるが、本件は客観的な意見を第三者専門家に確認したものにすぎないのだから、事務事業に関する情報（条例第 15 条第 6 号イ）にも該当せず、本件処分は不当である。

ウ 裁量的開示（条例第 16 条 2）

協議記録において、実施機関は請求文書 1 の内容を基に、審査請求人に当該工場の影響範囲、ならびに家屋の補償範囲を説明しながら協議を行っている。それならば、審議・検討に関する情報（条例第 15 条第 5 号）および事務事業に関する情報（条例第 15 条第 6 号イ）で想定する不利益はほとんど発生せず、一方で、正当な交渉が行えないことによる審査請求人の財産的利益の侵害が生じるおそれがあるので、裁量的開示（条例第 16 条 2）の適用により開示されるべきである。

2 請求文書 2 について

ア 審議・検討に関する情報（条例第 15 条第 5 号）

全部不開示とされているので特定はできないが、今回の交渉の方針や計画案などの行政内部の意思決定を明らかにするものであれば、不開示とすることにも理由があると思われるが、「相談事案に係る事実や問題点の確認あるいは法律論に関する内容」であれば、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれは全くない。

イ 事務事業に関する情報（条例第 15 条第 6 号イ）

実施機関は、弁明書において「交渉中の事務に関する弁護士への相談内容及び弁護士からの指示、回答が記載されており」という理由で不開示にしているが、交渉とは、当事者が対等の立場において相互の利害関係事項に関し、一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことであり、本件処分は交渉の帰趨に影響を与え全ての情報を不開示としうるものではない。例えば、今回の交渉の方針や計画案などの行政内部の意思決定を明らかにするものであれば、不開示とすることにも理由があると思われるが、本件で開示を求める対象は、相談事案に係る事実や問題点の確認あるいは法律論に関する内容であり、事務事業に関する情報（条例第 15 条第 6 号イ）を理由にした不開示は不当である。

3 請求文書4について

ア 事務事業に関する情報（条例第15条第6号）

実施機関は、意見書において「補償基準を開示することは、他の中部地区用地対策連絡協議会会員との信頼関係を損なうことになる」と述べているが、その理由は定かではない。また、「補償基準を開示した場合、被補償者が歩掛、単価等を誤解や都合のよい判断などで安易に適用し、・・・(中略)・・・さらに事例によっては、第三者が補償額の積算も可能であり」とも述べているが、むしろ、適正な算出がされているのかについてブラックボックス化するのではなく、透明化して合理的に説明すれば、何ら事務又は事業の遂行に支障が生じるもの（条例第15条第6号）ではない。また、他の中部地区用地対策連絡協議会会員との信頼関係が損なわれることについての理由が定かでない。

イ 裁量的開示（条例第16条2）

協議の中で、補償費用を算出するにあたっては、本来一般的な修理方法を想定し、当該修理方法に応じた金額を決定するものと思われるが、実施機関は、補償基準に固執し、当該基準によらないものについては補償の対象とならないと述べている。そうであれば、当該補償基準がそもそも合理的なものなのか、またその基準が合理的であるとした場合には、その基準に則った計算が行われているのか明らかにする必要がある。

これらの理由により、正当な交渉が行えないことによる審査請求人の財産的利益の侵害が生じるおそれがあるため、裁量的開示（条例第16条2）の適用により開示されるべきである。

第6 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の目的は、個人情報の保護が個人の尊厳の確保のために必要不可欠であり、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるとともに、松阪市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利を本制度により認めることにより、適正かつ円滑な市政運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するというものである。

本審査会は、こうした個人情報保護制度の理念を尊重し、条例を厳正に解釈し、以下のように判断する。

2 本件請求個人情報について

本件請求個人情報については、発生事案において、家屋の一部の補修費用を補償しようとする実施機関と、建物全体に影響が及んでいると主張する審査請求人との間で補償内容に大きな乖離が生じ、3年以上経った現在も交渉が継続している過程において、実施機関が取得及び作成した審査請求人に関する以下の公文書である。

- (1) 専門家および専門機関意見書（請求文書 1 および 3）

発生事案について、当該工事との因果関係の調査、ならびに影響範囲特定および補償費用算出の基礎資料として、学識経験者や専門機関が作成した意見書であり、本件処分において、作成者の見解に係る部分が不開示とされている。
- (2) 法務相談申請書および報告書（請求文書 2）

発生事案について実施機関が複数回にわたって顧問弁護士に種々の相談を行った内容および弁護士からの回答の要旨を記録した文書であり、本件処分においては全部不開示とされている。
- (3) 費用負担算定調書（請求文書 4）

請求文書 1 および 3、ならびに現地で実施した家屋調査の結果などを基に、発生事案における事業損失に係る補償費用を算出した、内訳書および積算資料であり、本件処分においては補償基準が不開示とされている。

3 処分の根拠条文の解釈

条例第 15 条本文は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。」と規定している。

- (1) 条例第 15 条第 5 号（審議・検討に関する情報）

第 5 号では、「市又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。
- (2) 条例第 15 条第 6 号およびイ（事務事業に関する情報）

第 6 号では、市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとし、その類型として、同号イにおいて、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。
- (3) 条例第 16 条の 2（裁量的開示）

本条は、実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報（第 15 条第 7 号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができることを定めている。

4 本件処分について

(1) 請求文書1および3について

審査請求人は、「本件は、協議記録から中立的な第三者専門家の意見を聴くことで、実施機関と審査請求人の協議を前に進めることが目的となり、専門家も双方に開示することを前提としていると思われる。また、請求文書1および3は、客観的状況に基づき、客観的意見を求めるものであることから、裁判所における鑑定と同等であり、開示の可否にかかわらず、学識経験者および専門機関としての専門的知見に基づき、中立的な意見を述べるのが通常であり、開示することにより率直な意見書作成の妨げにはならない」と主張している。

一方、実施機関は、「請求文書1および3は、発生事案から、当該工事との因果関係の調査、ならびに影響範囲特定および補償費用算出の基礎資料として、学識経験者及び専門機関が作成した意見書である。一部不開示とした箇所は、作成者の見解に係る部分であり、当該箇所が作成者の予期せぬところで相手方当事者に対し開示されることが恒常化すると、作成者と実施機関との信頼関係が損なわれ、実施機関に限らず全市全体として、同種の依頼業務に実質的な影響を及ぼす可能性がある。また、異なる専門家に依頼する場合においても同様に、当事者に開示されることを念頭においた意見書となり、有利・不利を問わない率直な意見書作成の妨げになるおそれがあることから、審議・検討に関する情報（条例第15条第5号）に該当すると判断した。」と主張している。

本件請求個人情報、第6.2のとおり、発生事案において、家屋の一部の補修費用を補償しようとする実施機関と、建物全体に影響が及んでいると主張する審査請求人との間で補償内容に大きな乖離が生じ、3年以上経った現在も交渉が継続している過程において、実施機関が取得した審査請求人に関する公文書であり、その判断に非常に困難を要する事案であることは、容易に推察される。

そのような事案であるからこそ、一般的に、専門家や専門機関に意見を求めるということは、その専門的な見地に基づいた知識や見解が得られることを期待してのものであるとされるところ、それは当事者にとって有利か不利かを考慮したり、またその発言や意見から、将来的に裁判等において、当事者同士の交渉および争訟に巻き込まれたりすることまで想定して相談に応じる作成者は少ないと考えられ、少なくとも、そういった懸念が無いことを保証されてこそ、率直な意見が述べられると解される。

そのうえで、当該意見書が工事の影響範囲特定および補償費用算出の基礎資料となっているという実施機関の主張からすると、開示を前提とした場合、当該意見書の内容について、作成者が、補償費用の増額を求める一方の当事者からの干渉等の影響を受けることは想像に難くない。ましてや、本件

は、実施機関が提示する補償額が、審査請求人の求める額に比べ低く算出していることから、開示することを前提とすること自体が、作成者の率直な意見を妨げ、そのような中で作成された意見書は、補償費用算出の根拠の用に供するという目的を果たせず、「当事者に開示されることを念頭においた意見書となり、有利・不利を問わない率直な意見書作成の妨げになるおそれがある」という実施機関の主張には理由がある。

しかし、請求文書 1 および 3 は、実施機関が補償費用を確定した現時点においては、その意思決定を左右する事情は無くなってきていると考えられる。ただし、松阪市の個人情報保護事務の手引きによると、条例第 15 条第 5 号について、「将来予定されている同種の審議検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合があれば、本号に該当し得る。」とあり、今後、実施機関が行う補償費用算定に伴う意見書作成に関し、開示を前提とした場合、上記のような支障が意思形成過程において生ずると言え、「当該箇所が作成者の予期せぬところで相手方当事者に対し開示されることが恒常化すると、作成者と実施機関との信頼関係が損なわれ、実施機関に限らず本市全体として、同種の依頼業務に実質的な影響を及ぼす可能性がある」という実施機関の主張には理由があり、条例第 15 条第 5 号に該当すると認められる。

実施機関は、「争訟の可能性が考えられ、今後争訟となった場合、請求文書 1 および 3 は、実施機関が一方の当事者として、審査請求人の主張、立証に対して反論するうえでの基礎資料となるため、それらを開示することにより、実施機関の争訟における主張又は立証が制約され、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、事務事業に関する情報（条例第 15 条第 6 号イ）に該当すると判断した。」と主張している。

一方、審査請求人は、「実施機関は争訟の可能性を主張しているが、そもそも今回のように協議が長引いているのは、実施機関が十分な資料を基に交渉を行ってこなかったためであり、争訟と判断しているのも実施機関に他ならない。仮に請求文書 1 および 3 に、実施機関の本件に対する今後の方針が記載されているのであれば、いわゆる「手の内情報」として、正規の交渉の場を得ずに相手方当事者に漏れることにより、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると解する余地があるが、本件は客観的な意見を第三者専門家に確認したものに過ぎないのだから、事務事業に関する情報（条例第 15 条第 6 号イ）にも該当せず、本件処分は不当である。」と主張している。

実施機関の主張によると、発生事案において、審査請求人との交渉が 3 年以上経った現在も継続中であり、協議記録の内容から交渉は困難を極めていることが推察できる。そのような事情に照らせば、実施機関が、今後争訟の可能性を推し量ることに理由はあるといえる。

また、実際にそのような事態になった場合において、請求文書 1 および 3 が、工事の影響範囲特定および補償費用算出の基礎資料となっていることに鑑みれば、本件不開示情報は、争訟において実施機関の主張の根幹をなすものといえ、正規の交渉等の場を経ないで開示すれば、争訟における主張又は立証が制約され、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとする実施機関の主張には理由があり、条例第 15 条第 6 号イに該当すると認められる。

(2) 請求文書 2 について

審査請求人は、「請求文書 2 が、全部不開示であることから特定はできないが、今回の交渉の方針や計画案などの行政内部の意思決定を明らかにするものであれば、不開示とすることにも理由があると思われるが、「発生事案に係る事実や問題点の確認、あるいは法律論に関する内容」であれば、審議・検討に関する情報（条例第 15 条第 5 号）および事務事業に関する情報（条例第 15 条第 6 号イ）を理由にした不開示は不当である。」と主張している。

一方、実施機関は、「請求文書 2 は、発生事案について顧問弁護士に相談した内容およびその回答について記録した文書であり、弁護士との信頼関係により開示しないことを前提としており、仮にその内容が開示されると、実施機関は今後相談すること自体躊躇し、また、有利・不利を問わず率直な事情を伝えた上での相談ができないために、弁護士において正確な事実の把握が困難となり、的確な回答・意見が得られない、あるいは、弁護士としても開示されることを念頭に置いた回答しかできないことになり、今後、同種の法務相談の実質的機能が損なわれることになると考えられることから、審議・検討に関する情報（条例第 15 条第 5 号）に該当し、争訟となった場合においては、請求文書 1 および 3 と同旨の理由により、事務事業に関する情報（同条例第 15 条第 6 号イ）に該当する」と主張している。

法務相談は、簡単な法解釈よりはむしろ、種々の権限による処分等を行う市の業務から推し測ると、個人法人を問わず、それら権利等に関わるような事案など、その判断が実施機関にとって非常に困難な内容のものが少なからずなされるものと解する。

実際に請求文書 2 を確認したところ、発生事案に係る審査請求人との補償交渉に大きな乖離が生じたことを契機に、実施機関としての今後の補償交渉の方向性について、弁護士に相談・回答した内容であり、それは単なる法適用の可否を問うものではなく、争訟の可能性も考慮した対応が必要であることから、実施機関にとって今後の判断が難しい案件であることが汲み取れる。そのような事情により法務相談を行ったのであれば、審査請求人の、「発生事案に係る事実や問題点の確認、あるいは法律論に関する内容」であることを理由とした本件処分が不当であるという主張は、相当ではない。

また、前記の事情により行った法務相談の内容は、実施機関の今後の意

思決定を左右する事情に繋がると推し測れるところ、実施機関は「今後、同種の法務相談の実質的機能が損なわれることになると考えられる」という主張もしている。この点について、松阪市の個人情報保護事務の手引きによれば、「当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議・検討等の過程が重層的、連続的な場合および将来予定されている同種の審議、検討等にかかる意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る」とあることから、実施機関が条例第15条第5号に該当するとした判断は妥当であるといえる。

実施機関は、請求文書2について、請求文書1および3と同旨の理由から条例第15条第6号イに該当すると主張している。その該当性については、前記のとおり、請求文書2が争訟の可能性も考慮した内容であることから、請求文書1および3と同様に、条例第15条第6号イに該当すると認められる。

(3) 請求文書4について

実施機関は、「補償基準を開示した場合、被補償者が補償基準を誤解や都合のよい判断などで安易に適用し、・・・(中略)・・・さらに事例によっては、第三者が補償額の積算も可能であり、被補償者の秘密が公となり、市と被補償者との信頼関係が損なわれるなど、交渉事務の適正な遂行に著しい支障が生じることが明らかであり、また補償基準の基となる補償算定標準書は、中部地区用地対策連絡協議会において取扱注意とされており、開示することにより同協議会および同標準書を使用する同協議会会員との信頼関係が損なわれる」と主張している。

一方、審査請求人は、「実施機関は、補償基準を開示することについて、被補償者が歩掛、単価等を誤解や都合のよい判断などで安易に適用するなど種々の理由を述べているが、むしろ適正な算出がされているのかについて、ブラックボックス化するのではなく、透明化して合理的に説明すれば、事務事業に関する情報(条例第15条第6号)に該当しない。また、他の中部地区用地対策連絡協議会会員との信頼関係が損なわれることについての理由が定かでない」と主張している。

不開示情報である補償基準について、審査請求人が主張する「適正な算出がされているか、透明化にして合理的に説明すれば」という観点においては、確かに開示することにより、補償額の合理性が図られると考えられる。

しかし、補償基準においては、中部地区用地対策連絡協議会が作成した補償算定標準書を引用しており、同標準書は同協議会会員である他の地方公共団体も引用していることから、開示した場合、松阪市のみならず他の地方公共団体の、同種の補償交渉業務において影響があることは容易に推察できる。

このような事情を鑑みた時、実施機関の、「被補償者が補償基準を誤解や

都合のよい判断などで安易に適用し、自己の補償額を予測して混乱が生じたり、予見補償額に固執したりすることなどが予想され、第三者が補償額の積算も可能になり、被補償者の秘密が公となり、市と被補償者との信頼関係が損なわれるなど、交渉事務の適正な遂行に著しい支障が生じることが明らかである」という主張において、また中部地区用地対策連絡協議会が、同標準書を取扱注意としていることから、補償基準を不開示とすることに不合理な点は見られない。現に、他団体でも同標準書の補償基準に係る開示について争いがあり、その際の実施機関の主張の要旨でも、本件と同様の理由により支障があると述べている。

よって、松阪市および他の地方公共団体が行う、同種の補償交渉業務において使用する補償基準を開示することは、条例第 15 条第 6 号「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれ」に該当すると認められる。

5 裁量的開示について

審査請求人は、請求文書 1 および 3、ならびに 4 について、いずれも「正当な交渉が行えないことによる審査請求人の財産的利益の侵害が生じるおそれがある」として、裁量的開示（条例第 16 条の 2）の適用を主張している。

一方、実施機関は、「請求文書 1 及び 3 については、これまでの交渉や協議において意見書の内容にあたる当該工事による影響ラインの範囲を説明しており、請求文書 4 については、不開示とするのは補償基準のみであり、各工種における数量および金額等の算定内訳のほか、図面及び数量計算書等の積算資料については不開示としていない」とし、審査請求人の主張するおそれはないと主張している。

松阪市の個人情報保護事務の手引きによると、「本条の判断自体においては、不開示とすること必要性が認められる場合であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することによる公益が開示とすることによる利益に優越すると認められる場合があり得ることから、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行う余地を残したものであり、この観点から、本条は第 15 条で不開示情報に該当するものについては、開示が禁止されていることを前提として、公益上の裁量的開示の根拠を与えたものである」としている。

本件の場合、実施機関は審査請求人に対し、請求文書 1 及び 3 においては、当該工事による影響ラインの範囲を説明しており、また請求文書 4 においては、補償費用について補償基準以外は開示していることから、正当な交渉が行えないという審査請求人が主張は相当ではなく、また審査請求人の財産的利益の侵害が生じるおそれがあるという理由に、開示することによる公益性はみられない。

よって、実施機関の裁量的開示（条例第 16 条の 2）を適用しない判断は、

妥当である。

6 結論

「第6 審査会の判断」の結果、「第2 審査会の結論」のとおり答申する。

第7 審査会の処理経過

本審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年1月4日	審査請求書受理（本件請求1）
令和4年1月28日	審査請求書受理（本件請求2）
令和4年3月18日	諮問書及び弁明書受理（本件請求1および2）
令和4年3月22日	審査請求人に対し、弁明書の送付、意見書の提出依頼（本件請求1および2）
令和4年5月2日	審査請求人からの意見書受理（本件請求1および2）
令和4年5月11日	実施機関に対し、審査請求人からの意見書の送付、意見書の提出依頼（本件請求1および2）
令和4年5月19日	実施機関からの意見書受理（本件請求1および2）
令和4年5月24日	審査請求人に対し、実施機関からの意見書の送付、2回目の意見書の提出依頼（本件請求1および2）
令和4年6月8日	審査請求人からの2回目の意見書受理（本件請求1および2）
令和4年6月17日	審査請求人に対し、口頭意見陳述希望の確認
令和4年7月5日	実施機関に対し、口頭意見陳述希望の確認
令和4年7月27日	審議（第19回審査会）
令和4年10月14日	答申